

# 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について

平成21年4月  
財務調査課

## 1. 趣旨

定住自立圏構想の推進に向けた総務省の財政措置のひとつとして、定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加を行うもの。

## 2. 概要

辺地度点数の算定要素のひとつとして、近傍の市役所等までの最短の距離を定めているが、定住自立圏形成協定を締結した市町村に限り、中心市の市役所までの最短の距離を算定することができるよう、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則を改正し、関係告示を定め、及び、運用通知を改正する。

## 3. 施行期日

平成21年4月24日（公布日施行）